

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十九年六月一日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ハローズ西大寺店（区画A）
所在地 岡山市金岡西町一〇五一一ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社ハローズ
住所 広島県福山市南蔵王町六丁目二六一七
代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
 - (1) 名称 株式会社ハローズ
住所 広島県福山市南蔵王町六丁目二六一七
代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行
 - (2) その他 未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十年一月二十五日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
三千七百二十五・六平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 二百四台
 - (2) 駐輪場の収容台数 百八台
 - (3) 荷さばき施設の面積 百六・〇平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 四十二・九立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
 - ア A棟 午前〇時
 - イ B棟及びC棟 午前九時
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
 - ア A棟 午後十二時
 - イ B棟及びC棟 午後十時

- (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ア 第一駐車場 午前〇時から午後十二時まで
(ただし、一部は午前六時から午後十時まで)
 - イ 第二駐車場 午前六時から午後十時まで
- (4) 駐車場の自動車の出入口の数 七箇所
- (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - ア 荷さばき施設A一 午前六時から午後十時まで
 - イ 荷さばき施設A二及びA三 午前九時から午後十時まで
 - ウ 荷さばき施設A四 午後十時から午前六時まで

二 届出年月日

平成十九年五月二十四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十九年六月一日から平成十九年十月一日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び岡山市経済局産業課